

項 目

改 正 案

第 4 章
経過措置

第 1 章の規定にかかわらず、次の表の第 1 欄に掲げる診療料は、当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第 2 欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第 3 欄に掲げる患者について、同表の第 4 欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
第 1 章第 2 部第 1 節 1 に掲げる老人一般病 棟入院基本料及び 7 に 掲げる老人障害者施設 等入院基本料のうち老 人入院基本料 4 及び老 人入院基本料 5	医療法施行規則等の 一部を改正する省令（ 平成13年厚生労働省令 第 8 号。以下「改正省 令」という。）附則第 12 条及び第13条の規定 の適用を受ける病院で ある保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療 料を算定する病棟とし て届出を行った病棟に 入院している患者	平成18年 3 月31日ま での間
第 1 章第 2 部第 1 節 3 に掲げる老人結核病 棟入院基本料のうち入 院基本料 6 及び入院基 本料 7	改正省令附則第16条 第 2 項又は第17条の規 定の適用を受ける病院 である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療 料を算定する病棟とし て届出を行った病棟に 入院している患者	平成18年 3 月31日ま での間
第 1 章第 2 部第 1 節 4 に掲げる老人精神病 棟入院基本料のうち入	医療法施行規則（昭 和23年厚生省令第50号 ）第43条の 2 に規定す	第 1 欄に掲げる診療 料を算定する病棟とし て届出を行った病棟に	当分の間

院基本料4及び入院基本料5	る病院以外の病院である保険医療機関	入院している患者	
第1章第2部第1節4に掲げる老人精神病棟入院基本料のうち入院基本料6	改正省令附則第14条第2項、第15条又は第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては平成18年3月31日までの間、改正省令附則第20条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関にあっては当分の間
第1章第2部第1節4に掲げる老人精神病棟入院基本料のうち入院基本料7	改正省令附則第14条第2項又は第15条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間
第1章第2部第3節3に掲げる老人性痴呆疾患療養病棟入院料	平成14年9月30日において、第1欄に掲げる診療料を算定する病棟を有する病院である保険医療機関	第2欄に掲げる病棟に入院している患者	平成18年3月31日までの間